

■被災者のローンをなくそう！■■■■■

既存債務の解消を求める 緊急請願署名に ご協力をお願いします

東日本大震災による地震や津波により、居住建物、自動車及び事業用財産など、無数の財産が一瞬のうちに失われました。市民や中小零細事業者といった、強い経済基盤を持たない方々も多数被災し、今なお苦しい生活を送っています。

しかし、被災者は、物を失ってもその取得のためのローン、リース代金等の債務（既存債務）などから当然に解放されるものではなく、現在もなお、その支払い義務を負っています。

被災者の既存債務につき、現在国会では様々な議論がなされていますが、いずれも今後ローンを組む人だけが対象となっていたり、自動車ローンなどが対象に含まれていなかったりと、十分な救済策となっていません。

この問題に解決の見通しがたたないと、被災者は将来に希望を持つことができず、生活再建ができません。

仙台弁護士会では、国会に対し、被災者が物の取得のために組んだ既存債務について、広く、早期に解放されることを求める署名活動をはじめました。

いわゆる「二重ローン」問題について、情勢は刻一刻と変化しています。各党が前向きに取り組み始めた今こそ、被災者の方々の声を迅速に国会に届け、被災者を救う立法に結びつける必要があります。

皆様の力がが必要です。ご協力をお願いします。



(問い合わせ先) **仙台弁護士会**

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18

電話 022-223-1001 (代表) FAX 022-261-5945

■■■■■■■■■■被災者に希望の光を！■■■■■■■■■■